

(案)

令和2年7月6日

仙台市教育委員会
教育長 佐々木 洋 様

仙台市文化財保護審議会
会長 深澤 百合子

登録有形文化財の登録取り消しについて（答申）

令和2年7月6日付 R2 教生文第 993 号にて諮問があったことについて、当審議会において審議を行った結果、下記の仙台市登録文化財の登録取り消しは妥当との結論を得ましたので、答申します。

記

- 1 登録有形文化財（彫刻）：宝冠阿弥陀如来坐像 1 軀
- 2 取り消し理由：本市の区域外に所在するため
根拠条例：仙台市文化財保護条例第 31 条第 1 項